

平成 30 年 9 月 21 日
(事 務 担 当)
危機管理監室危機対策課
TEL 076-225-1482 内線 4280

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例の 過料の施行について

「石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例」第 8 条（過料）
について、下記のとおり施行します。

施行に当たっては、岐阜県、白山市などとも連携し、周知啓発に努めることと
しています。

1 過料の施行

- (1) 施行日 平成 30 年 12 月 1 日
- (2) 対象区域 白山の火口域から 2 km 以内の区域（別紙地図のとおり）
- (3) 対象者 届出をせず、又は虚偽の届出をして登山した者
- (4) 過料の額 5 万円以下

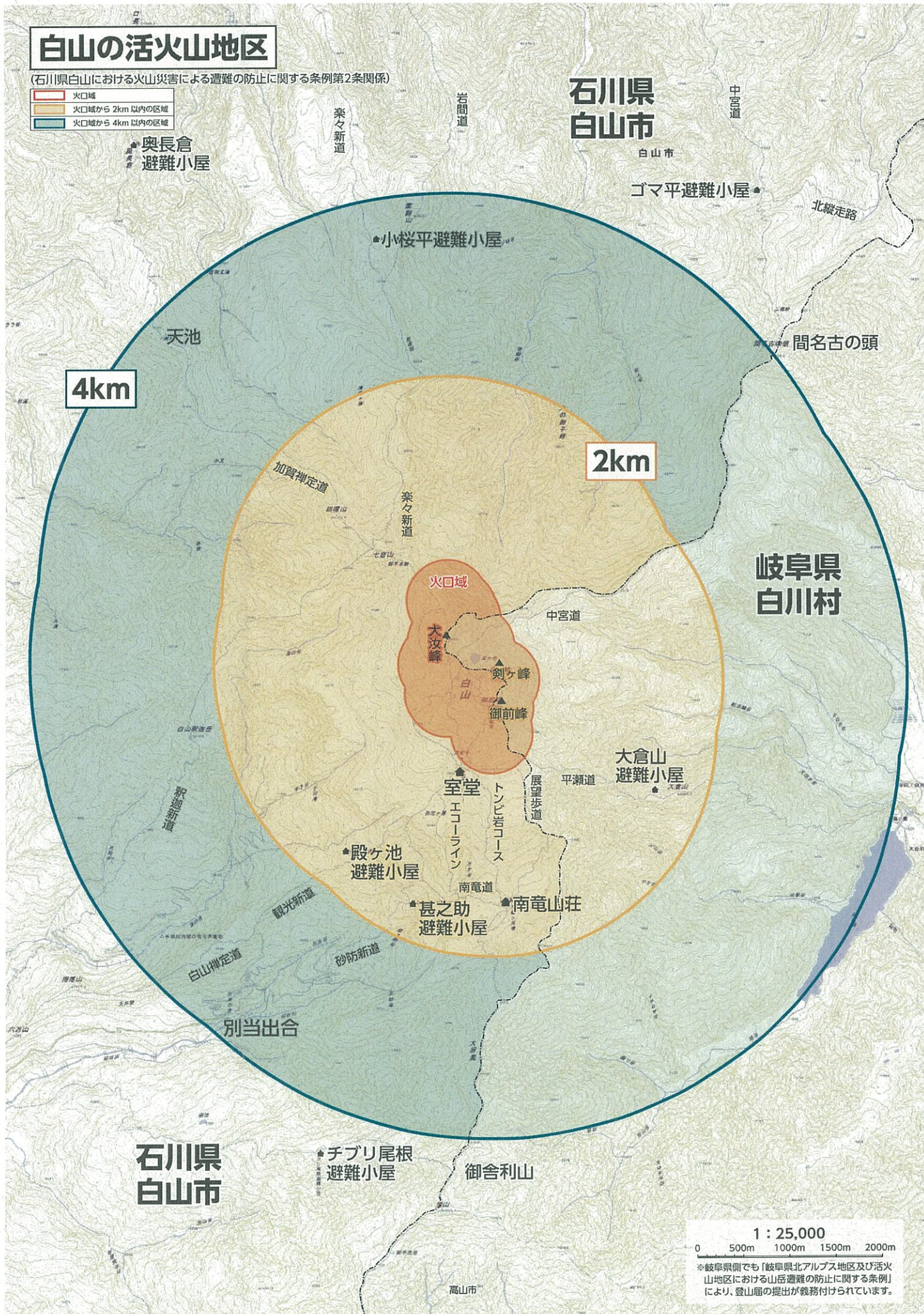
2 事前周知

- ・各登山口に設置の周知看板
- ・県ホームページ 等

白山の活火山地区

(石川県白山における火山災害による避難の防止に関する条例第2条関係)

- 火口域
- 火口域から2km以内の区域
- 火口域から4km以内の区域



石川県
白山市

中宮道

奥長倉
避難小屋

ゴマ平避難小屋

北縦走路

小桜平避難小屋

間名古屋の頭

4km

2km

岐阜県
白川村

火口域

大汝峰

白山

剣ヶ峰

御前峰

中宮道

大倉山
避難小屋

室堂
エコーライン

トシヒ石コース

展望歩道

平瀬道

殿ヶ池
避難小屋

南電道

甚之助
避難小屋

南竜山荘

別当出合

石川県
白山市

ちぶり尾根
避難小屋

御舍利山

1 : 25,000

0 500m 1000m 1500m 2000m

※岐阜県側でも「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳避難の防止に関する条例」により、登山届の提出が義務付けられています。

この地図は、株式会社地理院の電子地形図 55000 を使用したものであります。